

# 予備試験答案練習会（民法Ⅱ）採点基準表

受講者番号

	小計	配点	得点
〔設問 1〕	(50)		0
<b>C・Dの主張の論拠</b>			
「相続によって得た財産」（民法922条）の指摘		3	
対抗要件具備（死因贈与に基づく登記ないし仮登記の順位保全効）		3	
<b>Eの反論</b>			
554条・931条の指摘		3	
931条の意義 受遺者が相続債権者に劣後すること		3	
<b>限定承認 922条の意義</b>			
包括承継主義 896条 の指摘		2	
相続についての選択の自由の保障 その1つとして922条があること		2	
相続債務につき「相続によって得た財産の限度の限度において責任を負う」こと		4	
<b>931条の趣旨</b>			
相続債権者の期待		2	
受遺者の立場		2	
相続債権者への損害を防ぐ		2	
<b>趣旨からの帰結 対抗関係</b>		4	
<b>限定承認者＝受遺者 の場合の考え方 修正</b>			
不都合性 公平を欠くこと		4	
信義則による修正		4	
<b>結論</b>		2	
<b>裁量点</b>	(10)	10	
〔設問 2〕	(50)		0
<b>Cの主張</b>			
死因贈与により乙土地取得 相続財産に属さないなど		2	
<b>Dの反論</b>			
554・1022・1023の適示		2	
遺言による死因贈与の撤回		2	
<b>Cの再反論</b>			
553 双務契約規定の準用		2	
554・1022・1023は準用されない		2	
<b>負担を伴わない死因贈与</b>			
死因贈与と遺贈の共通点 死亡により効力発生		2	
同 片務契約的性質		2	
最終意思尊重すべきこと		3	
死因贈与では1022が方式を除いて準用される（べき）こと		3	
<b>負担付死因贈与</b>			
負担部分は反対給付の側面 双務契約的（553）		3	
履行した場合 受遺者の利益保護の要請		2	
<b>規範</b>			
やむを得ないと認められる「特段の事情」		2	
考慮要素 動機			
負担・財産の価値		3	
身分関係その他生活関係等			
<b>あてはめ・評価「特段の事情」なし</b>			
母Bの病弱・長女Dに経済力なし			
負担の内容と乙土地の価値		8	
長男C忘恩行為なし			
<b>結論</b>		2	
<b>裁量点</b>	(10)	10	
<b>合計</b>	(100)	100	0